

Centre on Migration, Policy and Society, University of Oxford, 2010-2011

阿部 温子

2010年9月1日から2011年8月31日まで1年間の学外研修の機会を得、同期間Centre on Migration, Policy and Society, University of Oxfordにてvisiting scholarとして研究活動を行った。以下にその概要を報告する。

1. 研修先の概要
2. 活動記録
3. 研究成果としての論文 ‘Citizenship for immigrant integration?’ の概要

1. Centre on Migration, Policy and Society (COMPAS) , University of Oxford

英国オックスフォード大学、移民・政策・社会研究所は、社会学および文化人類学を中心としながらも、それに限らず学際的なアプローチで人の移動に関する広範多岐にわたる諸問題の研究に取り組んでいる。上級研究員の専門分野の例を示すと、イギリス社会の多様性に関連する貧困、福祉、教育といった社会問題の調査研究、就労や賃金から見た移民統合の分析、紛争地域における難民問題（ルワンダ、スリランカ等）、コモロ人ディアスポラ、（ロンドン在住の）未成年の非正規移民が直面している諸問題などが2010-2011年当時に取り上げられていた。学際的なセンターの特徴・利点を活かし、各専門分野の研究員が共同で外部資金（多くはESRC経済社会研究審議会やEUなどからの公的資金）の研究プロジェクトを行っている。他方、社会学をベースとした人材が多く、良質なデータ蓄積およびそれに基づく政策提言も行っている。

COMPASと射程および分野が重なる研究所がもう二つオックスフォード大学内にあり、International Migration Institute および Refugee Studies Centre がいずれも Department of International Development(国際開発学部)の下にあった。これらの三研究所の交流は活発で、諸種セミナーや講演会はほとんどが外部にも開かれているが、特にこの三者の情報を網羅するWEBカレンダーが作られているほどであった。

COMPAS自体は研究センターであり、そこに所属する学生はいないが、指導教員がCOMPAS所属である等の理由で、COMPAS内にPh.D カンディデート（博士課程学生）の部屋が設置されていた。その隣にvisiting scholar（ビジター）用の部屋が用意され、日々の交流といった点では常勤研究者よりも、博士課程学生や他のビジティング・スカラーとの方が密であった。ビジティング・スカラーは、少なくとも筆者の滞在中に滞在が重なった人々に関しては全員がイギリスの外から来ていた。短い場合には1ヶ月、多くの場合には

3ヶ月から8ヶ月ほどの期間オックスフォードに滞在し、大学教員もいれば他大学（イスス、トルコなど）の博士課程学生、また他国の研究所研究員の人もいた。

【補足】かつてケンブリッジ大学大学院で学んだ経験から、オックスフォード大学の性質上研究所だけでなくカレッジに所属することも必要と考え、ウォルフソン・カレッジにビギティング・フェローとして迎えてもらった。同カレッジはオックスフォードにおいて最多の大学院生を抱えるグラデュエート・カレッジであり、そのためカレッジ内に家族向けの寮やコミュニティ（ファミリー・ソサエティ）が充実しており、また保育園も併設されている。カレッジ内の家族寮に住んだことから得られた恩恵は計り知れない。そのような私的側面はここでは割愛するものの、カレッジ所属を得たためにユニヴァーシティーのメンバーシップをより正規に近い形で得られたことは研究を進める上でも大きなメリットとなった。すなわち、COMPASの他のビギティング・スカラーの場合、COMPASが供与するメンバーシップは例えば大学に連なる100以上の図書館へのアクセスを保証するものではなく、従って利用に当たっては個別の交渉が各図書館と必要となり、図書資料の貸出もしてもらえない。筆者の場合はカレッジが大学の身分証ともなる全図書館共通の図書館カード（付言するとこれは各建物のカードキーとしても利用される）を発行してくれたおかげで、多くの手間を省くことが出来、また図書の借り出しも（一部の図書館に限られはしたが）ほぼ問題なく行うことが出来た。

2. 活動記録

滞在中には計3度の発表機会がそれぞれ異なる場所で与えられた。2010年9月22日には、ロンドンの大和日英基金のセミナーで日本における移民問題について発表を行った。このセミナーでは毎回2人の発表者がそれぞれ日本とイギリスの状況について諸種のテーマで講演し、日英の比較考察を行うもので、年6回ほどのシリーズで開催されている。筆者の担当は年度初めの第1回だったが、その後メーリングリストでシリーズおよび他のセミナーや講演会の案内も送られてくるようになったため、興味を掻き立てられたテーマの時にはロンドンまで数回聴きに出かけた。

2010年10月22日には、オックスフォード大学日産研究所（Nissan Institute of Japanese Studies）の日産セミナーで、日本の移民問題について焦点を変えて発表した。ロンドンでの発表と異なり、イギリスとの直接比較を行う目的ではなかったので、特に地方自治体レベルでの移民政策の現状とその限界を中心とした。しかし、発表後の質疑応答で、果たしてこの日本にも見られる多文化への状況と（中央ではなく）地方レベルでの対応が、どのような意味をもち、それはグローバルなレベルでの構造変化とつながるのか、という質問を日産研究所所長イアン・ニーリー教授が出され、常に潜在的に問い合わせていた疑問に直面を余儀なくされたが、その時点でも明確な回答が出来なかつたのが心残りである。

2011年11月18日には、COMPASのWIPS（Work In Progress Seminar）で口頭発表を行った。

本研修期間中の主テーマである旧植民地出身者の市民権をめぐる日英比較について、疑問点の整理を行うという段階であったが、セミナーの趣旨として研究のあらゆる段階についての発表を可とするものだったので、気兼ねなく、出席者から多くの有益な示唆や質問を受けることができた。

COMPASだけでなく、前述のIMIおよびRefugee Studies Centreや日産研究所の定期セミナーにも、関心のテーマの折には参加した。学期期間中はそれぞれの研究所・学部等で週1回はセミナーがあり、時間の重複などで行きたいものに行かれないようなこともしばしばあった。また、IMI主催の社会理論ワークショップ(2011年4月28日開催)は、特筆に値する。1日だけだが、3つのテーマを厳選し、また発表者は各テーマ1人、討論者を2人ずつ、そして全参加者に事前に発表論文を配布し読んでくるよう指示する(実際の言葉遣いはともかく、事実上「依頼」というよりは「指示」の方がふさわしいだろう)という段取りであった。大変充実したワークショップであり、知的誠実さの追求を見せつけるものであった。

COMPASに関して付言すると、D.Philセミナーというものが各学期に1回を目安に開かれ(開かれない学期もあったので、滞在中は2回だったが)、博士課程の大学院生の博士論文テーマに関する口頭発表会がCOMPASで丸1日かけて催された。1回のセミナーで4-5人が発表するが、1年目を終えた学生のケースから提出目前というケースまで、その完成段階は様々であった。それでも共通しているのは、研究レベルの高さであり、理論的考察にしろフィールドワークの分量にしろ、その後の学術書としての出版が待ち遠しい研究ばかりであった。

2011年6月4日には日産研究所が日本とイタリアを「遅れてきた移民国家」という観点から比較するというシンポジウムを開催し、そのうちの「多文化社会」セッションのコメントーターの役割を果たした。一見すると比較の意義が自明ではなく唐突な感も否めないテーマであったが、移民受け入れの側面にとどまらず、保守的な政治文化やファシズムという負の歴史遺産など、大きく異なる両国との間にいくつもの共通項が見出され、大変興味深いシンポジウムとなった。

3. Citizenship for immigrant integration?

研修中常に意識せざるを得なかったのは、市民権に関する議論の多様性と、その文脈の違いに由来する問題設定の仕方の地域差であった。日本では、市民権という言葉の使い方は、その語が持つ移民の政治参加への可能性によって、国籍から離れた市民権のあり方を問い合わせ、移民包摂へのより積極的な鍵として取り上げられる傾向が強い。それに対して、イギリスだけではなくヨーロッパ諸国やアメリカ合衆国の移民に関する研究で指摘されているのは、法的市民権の復権、復活であり、法的市民権がそれを持たない移民に対する排除の手段として活用される場面が増えているということである。したがって移民にとっての市民権について、国際比較を行おうとする場合、そこにおける市民権概念の相違が大きな障壁となる。日本における議論はもっぱらローカルな市民権と呼ばれる新たな市民権のあ

り方を中心とし、他方で欧米の議論は果たして法的市民権の付与が移民の包摂につながるのか、いや実態は排除の論理の根拠となっているのではないかといったものが大半を占めている。

周知のように本来市民権とは〈internally inclusive, externally exclusive〉という性質をもつておらず、移民統合の場面においてこの両義性は鮮明に浮かび上がる。現代日本の文脈では、とくに「ニューカマー」の急増に直面した地方自治体が現実的な対応に努め、他方そのような対応を要求したNPO、弁護士などの実務者が、「国籍」ではなく「(ローカルなレベルの)市民権」を通じた移民統合を訴えている。そこではある意味遅れてやってきた多文化主義の志向も加わって、多様性に富んだ市民からなる地域共同体の育成を目指す。これとは対照的に、多文化主義政策を失敗と結論付け、従来からの(すなわちナショナル・レベルでの)市民権を社会的統合の柱とし強調することで、移民に対する事実上の防壁を強化しようとしているのがヨーロッパ諸国で顕著に見られる傾向である。

本ペーパーでは、市民権を移民統合の手段とする政策論議に対し、ナショナルな市民権を現有している移民およびその子孫と、かつて市民権を有していたが現在は持っていない移民およびその子孫のケースを検討することで、批判的考察を試みる。具体的には、かつての植民地を出身地とする移民とその子孫が、イギリスおよび日本でどのような市民権を有し、またどのような権利から排除されているのかから出発し、その現況が国家の市民権政策にどのように反映されているのか検討する。

まずヨーロッパ諸国の移民統合に共通のトレンドとして表れているのは、多文化主義の退潮と市民権強調である。そこに見られるのは、同化(assimilation)という言葉を忌避しながらも従来の同化主義に近い、ニューカマーに対して特に文化的変化・変容を求める様々な政策である。フランスでムスリム女性が帰化を認められなかった事例は、フランスの市民権が、ある種の生活様式を拒否することを意味する。また帰化の要件のみならず、入国にまである種の文化的同化を要求する事例は、オランダ、フィンランド、デンマーク、オーストリア、ベルギーのフランダース地方にもみられる。

イギリスにおいては、移民というカテゴリーが包摂する集団が多種多様であることが、さらに市民権の議論を錯綜したものにする。旧植民地出身者(とくにインド亜大陸)の中でも、60年前に居住はじめた第一世代と、ここ数年内に入国した第一世代が混在している。年齢階層に注目すれば同じ年齢階層であっても、イギリス在住に関しては第一世代である場合もあれば、もはや第三、四世代である場合もある。ここでは特に法的市民権を保持している移民とその子孫に注目するといえ、同じエスニック・コミュニティ、ひいては同じ家族の中に、法的市民権取得に至っていない、または阻まれているメンバーもいることになる。移民流入の規模が拡大の一途をたどり続けた結果、現政権は移民流入に歯止めをかけることを政権公約としており、ほぼあらゆるカテゴリーの移民に対して制限を強めようとしている。そこでは、英連邦という旧植民地との連帯を弱めることもためらわない。また、エスニック・コミュニティ毎の分断も、法的市民権を重要なイシューとするか否

かを分けるものとなっている。

他方、日本のいわゆる在日コミュニティは、その多くが法的市民権を保持していない。法的市民権を獲得すると、コミュニティから去らざるをえないという状況も特に過去にはあった。そこで法的市民権は、必ずしも非保持者に希求される価値ではなく、市民権概念の変換を追求し、法的市民権に基づかない〈市民権の実践〉が試みられてきた。彼らの活動は、いわゆるニューカマーの増加に対して、移民統合政策の出発点を提供するものともなっている。

イギリスにおいて、エスニック・コミュニティの分断を克服する手段として法的市民権に基づくナショナル・レベルの市民権の復興が試みられているのとは対照的に、エスニック・コミュニティの認知が遅かった日本ではナショナル・レベルに代わる市民権の模索が今行われていると言えよう。